竹田市告示第133号

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第２０条の２及び竹田市税条例第１８条の規定により、下記のとおり氏名を掲示し公示送達します。

なお、関係書類は税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により、いつでも交付します。

令和8年11月12日

竹田市長　土　居　昌　弘

送達する書類の名称	氏名
差押調書（謄本）、納期限変更告知書	大久保　秀和

（注）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなします。